

費用徴収の対象か

実は「独立の事業」

問。

当社の営業所では、少人数などの理由で、本社の保険関係でまとめて処理していました。仮に、同営業所で労災事故が発生して、実は営業所は「独立の事業」という判断がなされたとき、未手続きのため費用徴収、となってしまうのでしょうか。

誤認した場合重過失とせず

答

徴収法コンメンタールによると、継続事業における事業に関して、通常、「場所的見地」で決定するとしています。しかし、場所的に分散していても、出張所等で規模が小さく、その上部機関等との組織的関連ないし事務処理能力からみて独立性がないものについては、直近上位の組織に包括して全体を一の事業として取り扱うとあります。この判断は、容易ではありません。本件が、営業所で手続きすべきところ怠っていたとみれば、労災法 31 条 I 項 1 号の「保険関係の成立に係るものをしていない期間中に生じた事故」となる心配があります。同号には、故意または重大な過失という前提条件があります。労災保険給付事務取扱手引（平 30.5.21 基発 0521 第 3 号）では、重大な過失は、行政から指導等を受けていない場合で、かつ、成立日から 1 年を経過して未提出の場合としています。ただし、出張所等に独立性がないと誤認した場合、重大な過失と認定しないとしています。